

平成17年第3回
美唄市議会定例会会議録
平成17年9月21日(水曜日)
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員(21名)

議長	岡正勝	君
副議長	吉田栄	君
1番	吉岡文子	君
2番	広島雄偉	君
3番	五十嵐聡	君
4番	白木優志	君
5番	小関勝教	君
7番	土井敏興	君
8番	谷内八重子	君
9番	長谷川吉春	君
10番	米田良克	君
11番	古関充康	君
12番	矢部正義	君
13番	谷村孝一	君
14番	川本政芳	君
15番	内馬場克康	君
16番	本郷幸治	君
18番	紫藤政則	君
19番	荘司光雄	君
20番	林国夫	君
21番	中西勇夫	君

◎欠席議員(1名)

6番 福庄計夫 君

◎出席説明員

市長	桜井道夫	君
助役	佐藤昭雄	君
総務部長	板東知文	君
市民部長	三谷純一	君
保健福祉部長兼福祉事務所長		
	安田昌彰	君
経済部長	酒巻進	君
建設部長	藤井雄一	君
水道部長	加藤誠	君
市立美唄病院事務局長		
	吉田譲	君
消防長	佐藤賢治	君
総務部総務課長	市川厚記	君
総務部総務課総務係長	阿部良雄	君

教育委員会委員長職務代理者	白戸仁康	君
教育委員会教育長	村上忠雄	君
教育委員会教育部長	天野修二	君

選挙管理委員会委員長

	熊野宗男	君
選挙管理委員会事務局長		
	大道良裕	君

農業委員会会長	佐藤博道	君
農業委員会事務局長	秋場勝義	君

監査委員	川村英昭	君
監査事務局長	遠藤等	君

◎事務局職員出席者

事務局長 谷津敬一 君

次 長 和 田 友 子 君
総 務 係 長 濱 砂 邦 昭 君

午前10時00分 開議

●議長長岡正勝君 これより本日の会議を開きます。

●議長長岡正勝君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

12番 矢部正義議員

13番 谷村孝一議員

を指名いたします。

●議長長岡正勝君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

19番 荘司光雄議員。

●19番 荘司光雄議員（登壇） 私は、大綱3点について、市長並びに教育長に質問いたします。

大綱の第1は、地域「食ブランド」戦略の新しい展開についてであります。

ことし3月に改定された食料・農業・農村基本計画の新しいコンセプトの1つに、攻めの農業があります。ここ十数年の日本の農業は、国際化、自由化のもとに農産物の輸入攻勢に翻弄されてきたことは、ご案内のとおりであります。

いまこのブランド戦略を提唱するのは、逆に付加価値の高い農産物の積極的な輸出しようとするのが攻めの農業というものを意図したものであります。このような政策変更は、決して地域農業者にとって甘いものでないことは、私も承知をいたしておりますが、これ

らの政策変更をむしろ逆手にとって、地域食ブランドの創出に取り組む生産者や自治体にとっては、この流れを逆にチャンスとしてとらまえ、食産業再生の突破口として自立策に果敢に取り組むべきと、積極的に押さえるべきだと私は考えます。

今日多くのメディアで取り上げているものに、食の番組の報道は、連日飛び込んできます。食の安全、安心、新鮮さを誇る産直物、あるいは歴史を積み上げた、たくみの世界の食など次々と紹介され、経済ニュースなどでも、この食の問題が特徴的に紹介されている状況にあります。

質問の第1は、食の駅構想の進捗状況であります。同僚議員も行程表等で質問されましたが、私はこの31項目にわたる桜井市長の公約の目玉であろうと思います。

平成17年度、調査検討、費用は50万円の頭出し、事業内容は農産物加工施設と販売施設の新設、18年度、方針決定、19年度、計画決定、20年度、実施となっています。

私は、今日の全体状況及び将来展望を把握して、地域の食ブランド戦略を打ち立て、その核として位置づけているのか、それともいまの本市農業情勢から見て、新商品開発と販売戦略を掘り起こしていくといった個別政策として位置づけたのか、まずこの点を明確にしていきたいと思いますのであります。

次には、地域ブランド開発とマネジメントについてお尋ねをいたします。この地域ブランドという言葉は、いま非常に多くの地域で注目されていますが、その大きなきっかけは何と云ってもあの牛肉のBSE事件であります。このことは、農林農産物に限らず、他の

食品にも拡大をされ、生産情報 J A S 規格として発表が義務づけられました。現在トレーサビリティシステムの導入が進んでいることは、まさにこのことを裏づけた特徴的な動きであります。

これらは、全く消費者保護、消費者の安全を保障することで商品の評価を高めるための方途であります。すなわちブランドとは、消費者による評価と言い切ることができます。実際に今日では、ブランド戦略なくして地域活性化は語れません。したがって、地域ブランド戦略に取り組む地域が急増していることは自明の理であります。

しかし、地域ブランドとは、本来地域名をつけて商品を売ることではありません。消費者からの評価を高めて、地域全体のイメージを引き上げて、地域活性化に結びつけることが目的であります。しかし、現実問題として、具体的に地域ブランド戦略手法は、まだまだ手探りで行われているのが実情であります。

美唄市のブランド戦略が構築をされ、その上に立って開発、マネジメントを組み立てているのか、率直にお答えを願いたいのであります。

さらに、現実的には、農業、食品加工、あるいは観光、新たな工業等の立地、誘致など、散発的であっても現在どのようなものが取り組まれているのか、例があるならば紹介をしてください。

次に、ブランド戦略とは一部の者が行うものでありません。なぜなら、地域全体に及ぼす影響であります。実際にブランド戦略を実施するのは、管理者からスタッフまで、そのブランドに関係するすべての関係者、それが

ブランドに関する理解と意識を高めることであります。すべては消費者主体に変えていくことが地域ブランドの本質であります。このことを理解して、それを実行するための意識づくりを行うプロセスなしにはブランド戦略は始まらないとも言われています。

次に、ブランド戦略への理解が進んで、さらに次の段階で推進する組織づくりが問題になります。行政、生産、製造部門、接客部門、管理部門など、ブランド戦略全体を進める組織が必要になります。ここで一番重要なことは、戦略というのは地域全体に及びます。したがって、これを統括する最高責任者は、組織のトップ、すなわち美唄市で言えば市長が一番ふさわしいのは当たり前であります。戦略とは、その地域全体に及ぼすものでありますから、いま美唄は地域戦略として福祉、環境、交流の3本柱であり、これにいま食ブランドという地域戦略を加えて、これを市民全体とともに意識を共有し、美唄の自立の方向性を現実化するための努力開始、そういう形に持っていかなければなりません、市長の考え方をお示してください。

この問題の最後には、これらの市民意識の同意と共通の決意を示す、その象徴的なものとして、（仮称）地産地消推進条例の制定について伺います。このことは、歴史的に見ると平松知事が一村一品運動を提唱し、全国的に発信してから久しいのでありますが、日本国内に地域自立の目を植えつけたと思います。このことの延長ともいえるべきものが、今日的な地産地消あるいは産・消協働などあります。

美唄市では、「I LOVE 美唄運動」な

どが過去にありましたが、いまは有名無実であります。私は、地域が生きるためには、地域資源、消費者の全体ニーズ、全国的な情報、そして情報の収集あるいは消費者のニーズの動き、メディアの動き、人口の動態、地域経済の成立根拠などを科学的に分析して、将来のポテンシャルを考えて、戦略を打ち立てて、個々ばらばらに分散した状況から、戦略で戦術を統一した力の発揮が生死を決める時代と考えています。

その意味で、市民意識の共有、合意のあかしとして、この条例制定を考えてみてはどうかを提案するものですが、見解を伺います。

大綱の第2点は、最近の自治体行政にかかわって常にあらわれてくる言葉に、協働という問題をテーマといたします。

自己決定、自己責任、自助、共助、公助、市民参加、情報開示、説明責任、そして市民との協働などが多く表現されていますが、私はこの中で、協働について質問いたします。

私は、日本の歴史を振り返ってくると、政治や行政と国民の1人ひとりが対等の立場で協働して国づくりやまちづくり、また市民社会を形成してきた歴史はあったのか、常に権力者の都合が、形態はどうであれ優先してきた歴史であったと思います。その上に独特な宗教土壌の問題もあります。いま盛んに協働の言葉が当たり前のごとく使われていますが、行政の財政難、あるいは人減らし、この背景を考えると知らないうちにどんどん市民にさまざまな業務をシフトしていった、そのうちに丸投げ状況があちこちにあらわれてくることではないかと心配しております。

協働について、いま1度整理をし、協働と

はというテーマで指針というものを確立していく必要があると考えます。行政、地域、自己の責任制を明らかにするためにも、1度整理してみるべきですが、この点について伺いをするものです。

大綱3点は、教育長にお尋ねします。

社会体育の振興と地域活性化についてであります。

市内における学校や職域、地域、あるいはグループ等の市民スポーツの現状と課題と方向性についてであります。美唄の社会体育は炭鉱などの城下町であったから企業文化や企業スポーツが花咲いた時期もありました。昔の夢を見る状況にないことは、今日当たり前であります。

いま社会は混迷し、明治維新以来の日本国全体の変化、国際化、自由化、あるいは産業構造の変化、構造改革、人口問題、特に少子高齢化など、そしてまた生涯学習、生涯スポーツ、男女共同参画社会の実現、最近に至っては、憲法、地方自治、教育、福祉、医療、政治、行政は、根本から変化が押し寄せています。このときに子どもとお年寄りの心身の健康とをあわせた社会体育の地域における新たな役割というものが出てきていると思いますが、この点についてどのようにお考えか、あるいはどのようなことに向かって方向性を定めて動いているかについてお尋ねをいたします。

それから、指定管理者制度が導入された場合の社会体育振興と地域活性化についてどのような形に展開をされるか、この点についてもお尋ねをいたします。

この場からの質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 荘司議員の質問にお答えします。

初めに、食の駅についてであります。基幹産業である農業を中心に、地元産業間の連携を強化し、地域経済の活性化を図るためには多様な消費者のニーズに対応した個性ある商品開発や販売戦略などが必要であると考えており、このため「食」をテーマとする核となる道の駅の整備に向けた調査、検討を進めているところでございます。

これまでの状況といたしましては、施設整備などについて検討する庁内会議を開催したほか、近隣市町村の道の駅の整備状況や管理運営方法等に関する調査やイベント会場において、美唄産農産物や特産品に関するアンケート調査を行ったところでございます。

次に、地域ブランド開発についてですが、地域の魅力を商品化にいかし、その商品によって地域の魅力が高まるといった好循環を生み出すなど、地域活性化を促す取り組みであると考えております。

本市には、山や川など自然豊かな環境に恵まれた広大な農地が広がり、そこからは米をはじめとするいろいろな農産物が生産されております。

こうした環境のもとにはぐくまれた「食」を中心にスローフードやスローライフの考え方を踏まえたブランド戦略の構築に取り組み、美唄市全体のイメージ向上とまちの活性化に結びつけてまいりたいと考えております。

次に、ブランドマネジメントについてですが、ブランド戦略を推進するためには、製造部門、接客部門など関係者が全員参加す

ることが必要であり、また実行段階に移すためにはブランド戦略全体を管理・推進する体制が不可欠であると認識しております。

このためには、経済部が中心となり関係各課が横断的に連携し、進行・管理等に取り組んでいくことが必要であると考えております。

次に、（仮称）地産地消推進条例についてであります。地域ブランドを構築するには、まず市民の皆さんに食べていただくことが必要不可欠なことであると考えております。

また、こうした地産地消を進めることは、消費者と生産者の相互理解の促進や食文化を継承する取り組みとしても期待されており、積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

このため、全国的にも「農業・農村の理解促進」や「食を通じた健康の増進」の観点から、条例で地産地消の推進を位置づけている市町村もあります。こうした事例を参考としながら、条例化については研究してまいりたいと考えております。

次に、協働についてであります。我が国の歴史を振り返ったとき、明治以来中央集権システムの中で、国民の意思や力をすべて中央政府に集中する方向で進められてきました。戦後になり、現行憲法のもと、民意が行政を決定する社会に大きく転換したものの、中央集権システムは温存され、もはやこのシステムでは財政問題を含め、国及び地方行政は立ち行かなくなったため、今日の地方分権の流れ、三位一体の改革へとつながってきているものと考えております。現在まとめられている「協働型社会」は、このような歴史的な流れの中で必然的に取り組まざるを得ないもの

であると受けとめております。

本市では、これまで市の計画策定や健康づくり、子育てに関する取り組み、あるいは公園管理など、市民参加により行ってきたものがさまざまありますが、どちらかという行政主導により進めてきたものが多いのかと思います。

しかし、近年は、市民の皆さんが自主的にを行っている活動も徐々にふえてきており、まちづくりの対等のパートナーとして市民と行政との関係が築かれていく下地はできているのではないかと感じております。

今後、協働型社会づくりに向け、まず地方分権、住民自治を基本とした協働に関する共通のイメージを持ち、市民の皆さんとともにまちづくりへの意欲と心構えを持って進めていく必要があると考えております。

そのため、現在まちづくり基本条例の検討作業を行っており、この条例の中で市民参加や協働のまちづくりについての理念や原則を明確にし、さらにこれに基づいた「指針」を策定し、「企画・立案」「実施」「評価」という各段階において協働によるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 荘司議員のご質問にお答えいたします。

初めに、市内における学校、職域、地域及びグループ等の市民スポーツの現状と課題及び方向性についてであります。これまで教育委員会といたしましてはスポーツを生活の一部としてとらえていただくために、住民のニーズに合ったさまざまなスポーツ事業を行ってまいりました。少子高齢化や情報化、

長引く不況の現代社会では、体を動かす機会が減少し、精神的ストレスが増大するなど、心身の健康維持増進が社会的問題となってきました。

スポーツは、健康で豊かな生活を営む上で欠かせないものであり、青少年の健全育成や自己実現、人々の生きがいづくりなど、さまざまな社会的、教育的活用を担っております。高齢社会の進行や人々のライフスタイルの変容、学校週5日制などの流れの中で、スポーツに対する関心は近年さらに高まり、体力、健康づくりなどのほか、コミュニケーションの場などの手段としても多くの人々がさまざまな形でスポーツに参加し、かかわるようになってきました。

これまでの各種スポーツ事業は、一部の事業を除き行政が企画、立案し、市民に呼びかけ実施する形態が中心でした。これらの事業は、初心者スポーツ活動に誘導し、大会への参加を促すことには大きな効果をもたらしてきましたが、その後のスポーツ活動を主体的に行う自立したスポーツへの増加には必ずしもつながっていない状況にあります。これらにこたえるためには、体育指導委員会等を中心に地域のスポーツ活動を支える指導体制を充実していくことが求められてきており、あわせて健康づくりや生きがいづくりのため、高齢者が気軽に行えるニュースポーツの普及や継続的に地域でスポーツ活動が行われることが重要であると考えております。

また、スポーツ振興の基本理念と言われております、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもそれぞれの年齢や技術、趣味等に応じてスポーツを楽しむことができるよう、

生涯スポーツ社会の実現に向けた地域社会の体制をつくっていくことも考えなければなりません。今後におきましては、これらのことを踏まえ、行政としての役割をしっかりと認識し、NPOやスポーツ団体、関係機関等々との連携を密にし、体育振興の推進に努め、地域づくりにつなげてまいりたいと、このように考えております。

次に、指定管理者制度導入制度と地域スポーツ振興策についてであります。近年スポーツやレクリエーション活動に参加する人がふえてきたことにより、身近で気軽にスポーツを楽しむ場の提供や地域の特性をいかしたニュースポーツなどの参加を促進することができるシステムづくりがより必要であると考えております。このため、多様化する住民ニーズに効率的、効果的に対応し、質の高いサービスの提供などが期待できることから、来年4月から温水プールに指定管理者制度を導入してまいりたいと、このように考えているところでございます。

また、将来のスポーツ振興に向けましては、個人や、NPO、企業などが自主的に社会に参画し、スポーツ活動を通じて地域の魅力や活力を高めることができるような体制づくりが必要であると考えております。今後におきましては、これらのことを踏まえ、行政としての持つべき役割を十分に認識し、各種スポーツの人材確保などの体制を構築し、活用しながら市民だれもが気軽に、そして安心して参加できるよう、生涯スポーツ社会の実現に向け、指定管理者などと連携を図りながらスポーツの振興に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 19番荏司光雄議員。

●19番荏司光雄議員 率直に、市長、私お伺いしたいのは、現在普遍的なテーマである地域経済の振興というのは、これはこういう資本主義体制の中であれ、どこであれ、普遍的なテーマだと思うんです。貨幣経済を続けていく限りは。

そこで、美唄は、福祉、それから環境、交流でしょう、戦略柱は。私が聞いているのは、この地域ブランドの考え方、そしてそれを食、これはいまの全体状況が食に対する関心とそれからニーズの高まりというのは、これはちょっと前段質問で申し上げたように、テレビ番組なんか1つ見ても、ほとんど食の番組が猛烈に多いです。もう一方は、スローフードとスローライフです。一月10万円で快適な生活ができる場所だとかというのは連続的に放送していますが、これはほとんどスローフードとスローライフの生活スタイルです。こういうふうに非常に全体ニーズというのは、そういう方向を向いている。

それから、道内でもいま産・消運動というのが取り上げられてます。これには、いまの高橋知事はかなり執着をしておられるようです。これらは、みんな根拠や、地域資源としての根拠とか、あるいはそういう全体のニーズとか生活、ライフスタイルとか変化だとか、そういうものを全部加味しながら物事が行われているわけでしょう。

私は、1点目にお尋ねしてるのは、そういう地域ブランドの考え方で、そしてそれは食にこだわって、それを4本目の戦略柱にする考え方があるのかなのかということを知りたいんです。4本目の戦略柱にするんであ

あれば、地域全体に網がかかるという意味です。地域全体の戦略柱なんですから、これ戦争で言えば、勝ちか負けかというのは基本的には戦略が決めるんです。戦略でもって相手に負けていたら、部分で勝利したって、最後負けるんです。一部の地域や一部の遊撃戦で散発的に勝利したって最終的には戦略負けするんです。それが大体90%なり99%なんです。だから地域の戦略にそういう形で配置をするかといったら、やっぱりそれは地域の生死にかかわる課題になるんだということを申し上げてるわけですけども、その場合やはり1つの大きな核というのが必要です。

交流の柱の中に、いまのスポレクの中でいまのゆ〜りん館を中心とする、あの一帯を拠点として位置づけしたんです。そこから全体にもっと波及させていけるという考え方を持っているわけでしょう。その点に一定の観光資源もあります、それなりに。私は、宮島沼を観光資源というふうには考え方持っていないんですけども、そういう要素を一応兼ね備えているんであって、本質はもっと違うものあるという立場ですけども、アルテピアッツァも同じです。観光資源ではないんです。でも、観光資源の要素もあります。

そういうものをずっとリンクさせていきながら、いま交流でしょう、そして21世紀の1つのキーワードというのは交流であることは間違いないですね、世界的に。

そして、食のところで、私こだわりたいのは、いま団塊の世代が2007年問題等もありますけれども、子どもたちの健康の問題から真摯に健やかに育てることから含めまして、そして言葉として男女共同参画社会というけれ

ども、21世紀のキーワードの1つには、女性の時代というキーワードが1つあります。これらを含めまして考えていけば、この地域ブランドという考え方とそれを食につないでいくと、それを美唄の戦略テーマとして位置づけていくという必要があるんじゃないかと。そのことに向かって、美唄の農家の方たちや、あるいは製造業、食品を扱っている人たち、それらはやっぱり美唄は食のまちのブランドとして、美唄ブランドを北海道ブランド、ナショナルブランドで出すんだから、それで生きていくんだからという、やっぱり張り合いとやりがいと、そういう目標設定させる必要があるということです。

だから、全体に影響するからトップになるのはこれの最大の責任者にならなければいけないだろうということなんです。しかし、このことには、スタッフが必要だから、従来のように何々係がどっかでやってるなんて行政は行政です。これ官民全体でもってスタッフをつくっていかなきゃいけないことなんです。少なくともやっぱり火つけ役としては行政でしょう、それは仕掛けもそうです。それから、いろんな調査活動もそうです。地域の資源の掘り起こしもそうです。それは、横断的にやらなきゃいけないということを申し上げたのは、いま経済部としては横断的にやりたいという答弁でした。横断的にやるってというのはどういう意味ですってことですか、具体的に。少なくとも2名なり3名のスタートするときの調査なくして、資源掘り起こしなくして、それからそういうもので差別化できるかどうか、美唄のものと同じメロンなら

メロンだってどこだってつくってるんだから、美唄のメロンとほかのメロンとは差別化できるかどうか、そして差別化したものは優位性を持てれるかどうか、こういうものをきっちり調査をしたり、情報集めたり、試験をしたりするとなれば、これはやっぱり多くの1人ひとりの市民というのは、いま日常の生活のなりわいに精いっぱいなんだから、やはり行政のところでもって、そういうスタッフのかなめをつくらなきゃいけないでしょう。横断的っていう言葉だけではわからない。そのことを率直にお聞きしたいんです。

そして、これでやっぱり道筋をつくっていかなきゃいけないです。物産展なんかは、たとえば参加したり、あるときは参加してあるときは参加しない、あるいはいろんなところでもって、デパート等やなんかでも物産なんて北海道物産なんかもやったりするけれども、本州方面です。参加をする、売れるか売れないかわからないんだから、参加はしない、あるいは参加店としてはカットされると、申し込みを出しても。そういうようなことをやっていったって、地域ブランドという美唄でもって、せいぜい「I LOVE美唄」程度の範囲でもって終わってしまうんだったら、それはこれだけの情報がリアルタイムにすべてに回って、そして交通アクセス、あるいはそれぞれの自分のほしいもの、食べたいもの、こういう時代に「I LOVE美唄」でもって、美唄のもとにくるくる回していくようなものは自然消滅するんです、こんなことは。そんな次元でないという考え方で提起をしてるんです。

それと、一番大事なことは、プレミアムつけ

なきゃいけないです。そのプレミアムっていうのはどういうものだったら、まずそれは品質のよい製品をつくるとか、消費者の信頼を高めるという、これは1つのコンセプトとしてのプレミアムです。だけれど、だれが一番得するかということです。利益を得るのは、利益を享受する、実益を享受できる、それはやっぱり消費者、買った者がこれを買ってよかったと、これを食べてよかったと、これを人に送ってよかった、喜ばれた、金銭の実利じゃないです。あるいは享受すべきじゃないです。どのプレミアムをつけてあげるかっていったら、むしろそういう満足感とか、それを買って食べてよかったとか、人に送ってあげてよかったとか、喜ばれたとか、このプレミアムのつくようなものにやっていかなきゃならない。だから、相当な美唄の食の地域ブランドを戦略にするとすれば、これは並大抵のものじゃないです。この個性をつくり上げていったり、ニーズに合ったりというものでなければ、美唄市というまちの存在感が1つ薄まる、これが高まってそれだけ認知されれば美唄市の存在感は1つグレードが上がる。皆さんと同じにやっていたんなら自然消滅になっていくでしょう。このことを私は考えて、提起をし、そして1つのそうだよなっていう形で市民の合意やなんかを取りつけるためにも、ひとつ地産地消推進条例などというものの、これは中身どういうふうな形でもっていかかわりませんが、私自身もまだ原案というのはいないです。聞くところによると、情報は執行側に聞きますと、全国的には1市があるようですけれども、これは多分波及するんじゃないでしょうか。私が読んでる「ガバナ

ス」の中で地産地消推進条例制定のまちって
いうのがあって、そこから私は参考にしたん
ですが、そういうことの組み立てについて、
私は率直にお伺いをしたいと思うんです。

ですから、一連のものいま一通り話すれば、
4点か5点の質問になっているんですが、ま
ずは地域戦略柱の1本に立てて、そしてこれ
を飽くなき追求を市民全体として意思統一を
して、そしてものをやっていって、究極行き
先に食の駅という核はがんと存在できて、そ
れが実態と中身と実益を伴えるもの、そうい
うもになっていくのかどうなのかなんです。
そういう位置づけというものをきちっとしな
ければ、食の駅だとか、そういうようなもの
は公約の中のものは、先ほど言った20年の実
施だなんて出てきません。財源はどうかわか
らない、どういう性格のものかわからない、
何しなきゃわからないという程度だって、農
産物だけ考えて食品加工と販売だなんて、こ
んな抽象的なことで物なんて進まないです。

そういう意味で、私は位置づけから始まっ
てそういうふうを考えて提案はしてるつもり
ですが、市長の食の駅の説明等やそれらを含
めて考えのものはちょっとあれです。なんて
言えばいいのか、散発的って言えばいいのか、
思いつきって言えばいいですか、特に食の駅
はそんなこと考えられます。

それで、その場合やっぱり行政は1つ窓口
つくりますけれども、行政というのかそうい
うもののスタッフをつくりますけれども、や
っぱりそういうものに向かって目的意識的に
考えて、創造して、工夫して、そして努力す
るとすれば、行政からのやっぱりそこに対す
る支援体制っていうのは絶対組まなければい

けないです。農家に対しても製造業者に対し
てもそういう目標に向かって地域ブランドを
それこそ美唄ブランドとしてナショナルブラ
ンドまで持っていくぞと、そういう形でもっ
て進むとすれば、それはもう絶対に外せない
です、これは。そこの農家だけで、あるいは
食品の製造業者だけでとか、そういうことな
らないです。行政の支援体制も必要になって
くるでしょう。

そうしたら、行政の支援体制の根拠だっ
て必要になってきます。地産地消推進条例やな
んかに一定の根拠を持つのか、それとも中小
企業の今回の振興条例、そういうようなところ
でもってそういうものが加えられて、そし
ていくのか、これ方法あるでしょう、だから
横断的なものになっていくんです。横断的で、
チームのかなめはつくらなきゃいけないんだ
と思うんですが、この辺について再度ご答弁
をお願いいたします。

それと、私は協働っていう言葉でいったら、
協働、市民参加といった、美唄はまさにモデル
というか、美唄版モデルとしてあると思う
んですが、これは福祉のまちづくり条例に至
る経過です。これは同僚議員も本にしたら売
れますよと言われたが、事実本の一部の編集
されましたね、大石先生に。これは、固有名
詞を出して失礼ですけども、道から三瓶さ
ん来ていただいて、一番最初にそういう地域
の問題点をどうやってつくり上げていくかとい
うところの検討会みたいのをつくって、そ
して情報確保し、それからいろんなニーズの
把握したりして会合重ねてきました。2つ目
には、これを今度いかに推進していくかとい
うような問題で、そういうものの懇談から推

進に切りかえていきました。そしてずっと続けていってますね、そういうやり方っていうものを、そして最終的にまちづくり条例も制定までにこぎ着けた。これは、市民参加と市民協働以外の何物でもないです。まさに美唄版市民参加、市民協働作品との実践、今後も続けていくための、これは1つの売り物です。

地域ブランドなんていうのは、ただものづくりとかそういうものじゃないんです。そのまちのやり方とか、進め方とか、そういうものも地域のブランドになるんです。そういう意味で地域の協働という問題に対して、ひとつの中心を今度はまちづくり基本条例の中で、この視点を織り込んでやると、そのときに協働の指針というものを作成したいと、そして「企画・立案」「実施」「評価」という各段階において、協働によるまちづくりを進めていくと。

これは、まちづくり基本条例の中でということですから、これはむしろもう少し自治基本条例などの方が本当の意味で、もっといいのかなと思うけれども、まちづくりといういままではそういう表現できてますから、そこでやられるということですから、そのことに期待をいたしたいと思いますが、美唄の例として、私は福祉のまちづくり条例の制定まで、そしていま今日ありとあらゆる形で進めてますが、この経過は実に膨大なエネルギーかけてきました。1つの模範というべき協働のあるべき姿の美唄の指針にもなるべきものだろうと思ってますが、やはりそういう意味での協働というものに対して、これ問題、先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、全体そうでしょう、企画したりなんなりするの役

所でやって、そしてぼんといっって、そして道もやっぱり行政がそれをして、あと市民の皆さんが参加してくれるとか、何してくれるとかっていうことが多いんです、全体として。

これは、役所の職員も市民も本当の意味での、それが当然なんだと、従来型の中央集権的に行政も道の意見を伺ったり、あるいは道のメニューを探したり、中央省庁のメニューでもって動いて、補助金、起債、そして一般財源、この仕事のパターンではもうないんだということをはっきりと市民も、それから職員もそのパターンからの脱皮を目指さなきゃいけないんです。私は意識改革とは言いません。改革の問題じゃないです。現実を直視したら、もう脱皮しなきゃだめだ。その辺について、もう少しきちっと。

私、若干の歴史経過申し上げたのはどんな形で変えたって、そんな日本の中で民主主義がきっちり芽生えて、そしてそういう協働、市民参加、協働、こういうもので行政とよきパートナーの中で動いてきた歴史って、日本の歴史にはないんだから、どうあれ権力を持つとる官なりそれが優勢なんだから、そういうものからの脱皮をしなきゃいけないんです。そのことについてお伺いをして、市長の考え方、この協働の指針づくりというもの、それからまちづくり基本条例の中でそういう指針を出していくとするならば、それはどういうやり方でいくのかお伺いをしておきたいと思っています。

それから、社会体育の関係ですけど、社会体育の関係、実際問題そのとおりだと思うんです。物の本でいけばすぐ出てくることです、

これらは。ただ、私は、先ほど横断的な話を出しましたが、いま私らテレビ等でもってメディアなんかで見ると、ちょっとした腰痛を治すコツだとか、お年寄りが。それから、そういうようなものに対して、いまだどちらかというと、老人病とか言われるようなものだとかに、筑波大学の、あそこは体育の先生方がすごいんですが、どこの大学の体育、地域体育とか、地域のそういう人づくりとかっていうんでいま、先生方が大会スポーツとかスポーツ技術とかっていう以外に、そういう体育系の中にもソフトな体育系があります。従来型のハードじゃなくて。私、この間テレビ見てたら、筑波大学のそういう中でちょっとした人間が、お年寄りが坂道を50メートルか60メートル後ろ足で上がっていくと、そして下がってくると、4、5回繰り返すことによって筋力とかこういうのらが鍛えられてくると、非常に減量化にも成功したりなんなりして、楽しくてしょうがないと、それを町内ぐるみでやってると、それは一々ついてコーチできないから、だんだんひとり立ちなってきたら、その町内の中に言えば私的、プライベートライセンス指導員なんてつけて、その人たちがやったりとか、いろんな簡単な方法で従来病院にかからなければならなかったのに、病院でもって治すと、リュウマチ1つにしても何にしてもそういうようないろんな病気ですよ、簡単な。簡単といえども治りにくいんです。

ところが、それがそういうようなところの地域でそういうソフト面のことをやったり研究したり、そしてヨガとなんかを組み合わせして、あんなヨガのようなことはできません

から、そこの根っこのところだけやりやすくて、そしてそういうこと、地域のお年寄りや何かの健康とかいろんなものの健康づくりとか、そういうもので治っていくと。どっかでは全体的に組み合わせして、国保の罹患率、疾病率、国保にかかる患者が2割も減っちゃったと、そういう事例も出てました。また、市長、申しわけないです、そういうところの朝日テレビかなんかしらないけど、テレビ情報です、これも。

そこで、社会体育がいま、ここでも言われたけど、年寄りと、お子さん、ここの2つはもう全くいま日本で横断的に物事考えて、行政で言えば、健康推進課でもやってるでしょう、そういうこと。保健福祉の方で。多分離れてはいるけれども、絶対に水泳っていうのはそういう健康づくりに役に立つから、あそこ歩いたりなんなりしてるだけでも違うんですから、多分温水プールのNPOはそういうことも導入してるんじゃないですか、恐らくは。

だから、肝心の社会体育課全体として、あるいは総合体育館を持っていて、やっぱり委員会内部でさえ冷えてるんじゃないでしょうか、それに学ぼうとしない。あるいは行政分野が市長部局であつたって、それでやってるんなら、そういうところに学んだり、うちらでも共同してできることないだろうか、そういうようなことを考えていくような、いま時代じゃないですか。縦割りなんていうのは、法的にはいろいろあるけれど、実際に現場なんていうのは1つなんだから、そういうような工夫、そしてそういうものを今度は地域の町内やいろんなものと結びついたりしなが

ら、そういう腰痛くてパークゴルフに行きたいんだけど、実は痛くて行けないんだっていうお年寄りだってどれだけいるかったら、結構なものいるんだと思うんです。

そういうようなところに、やっぱりお互いに子どもたちの育て方、健康、お年寄りのそういうようなことで日常の行動や生活スタイルの中で何かやっつけていける、できると、そういうようなものやっている中から、社会体育の立場からも、私たちが共同でできるものあるかと、話し合ってみようかとかと、そういうような形に物事持っていかなかったら、そんなの宝の持ちぐされです。決まった体育、大会スポーツはもう限界なんです、美唄は。違う視点の生涯体育、あるいは地域スポーツ、美唄で幾ら頑張ったって、いまあれでしょう、大会スポーツ目指して1つは市民の活力上げるためにも、今回の苫小牧のように、上げてわっと来るような大会スポーツでもって花開くなんていうのは、美唄では限界です。でもだからといって、それ捨てる必要ないです。そのことを夢持って目指してる青年や子どもたちもいっぱいいるんだし、学生だっているんだから、それはそれとして目指すものは目指すけれども、もっと美唄の実態に合った高齢者、子ども、少子高齢の人たちに本当に、それこそ死亡率も少なく、出生率少ないんだから、こういうものしたら医療のほかの問題として医療にかかる以前の問題としていろんなこと考えたりするっていうことで、社会体育。美唄地域社会のだから、それをスポーツとしてとらまえるか、健康づくりとしてとらまえるか、いろいろあるけれども、そういうものをやっぱり組み合わせたり横の連携を

図って実のあるやり方っていうものを工夫凝らす必要は絶対にあると私は思っているんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

これが、たとえば2点目の指定管理者というものになったら、指定管理者は何をできるかと、そして何になら満足して参加してもらって、参加料でも取れるかと、あるいはその一定の参加料なりスポーツなり、あるいはどんな講師を持ってきたら講師料払って、そしてもうけはしなくても損はしない、遊ばせることだけはしないと、そうでなかったら話にならないということも。

指定管理者っていうのは、こういう社会体育振興の問題等に対しても相当に提案能力を持ったり、相当に勉強したり、そういう情報収集したり、そういうようなところでなかったら指定管理者の資格ないでしょう。従来型のように道具そろえてメンテナンスの掃除をするだけだとか、そんなのに慣れきってるやつが既得権でもって話しが出てきたりとか、これはほかの全体の問題です、そんなことになんかならないです。

指定管理者ならではの民間らしい動き、大體矢祭の根本町長が言うように、職員減らしてサービスが逆に強化されるときに、きのうも古いやつのインタビュー、ちょうど私らが行ったときと同じ話ですけども、やっтерのが、職員減らしてサービスがよくなるってどうしてですかといったら、矢祭の根本町長は簡単に一言でした。民間で1人で済むものを役人は3人で仕事やってるから、だからこれだけ減らしたって大丈夫なんだって、たとえばって例挙げて言っていました、掃除1つも職員が掃除している、ですから、それから職

員の自宅が役所の出張所やってるんですから。指定管理者制度に持っていくっていったら、そのこと期待するんでしょう、これはほかのことともそうですが、指定管理者のところでまた議論しますが、社会体育の1つのあり方の中にそういう健康づくり問題とか、いろんな形がいまのようなところと横断的に連携を保ちながらやって、結果的に国保なんかにならずとかかっていたけれど、かからんで済んだとか、そういうような結果をお互いの力合わせたり、情報出させたりしながらやったらいい。これ同じことを仮に別々なことやったら、受ける人1人だから、案内が2通、3通ってことになるっちゃうわけです、参加要請とか。

その辺のことの社会体育の新しい時代的使命、あり方、それからこういう行政の縦割りの弊害の打破、そして指定管理者制度を見ていくというふうに、そういうような考え方というのがあってしかるべきだと思いますが、教育長の考え方をお伺いしたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 荘司議員の質問にお答えします。

最初に、食の駅及び地域ブランド戦略についてであります。福祉、環境、交流というこの3本柱に加えまして、私は経済振興という大きな柱をまちづくりに加えて行っていきたい、このような考えでございます。

このようなことから、本市の基幹産業である農業を中心として商工業、観光などの経済基盤をつくり、地場産業を活性化させていくことに力を入れてまいりたいと考えております。

このためには、現在特に注目されております。

そしてまた、健康にもつながるというようなことから食をテーマとする地域ブランド戦略を構築して、地域全体のイメージ向上と地域活性化を図っていくことが必要であると考えております。

私は、このブランド戦略の核となるものが食の駅であると考えておりまして、この戦略を統括するトップリーダとして、この実現に向けまして市民の理解と協力を得ながら最大限努力してまいり所存でございます。

なお、ブランドに対する理解と意識についてであります。ブランド戦略というのは地域の活性化に欠くことができないものでございます。今後差別化などに重点を置きながら、すべての関係者が共通認識のもとにブランド確立のための取り組みを行っていくことが大切であると考えております。こうしたことから、地域ブランドの開発に当たりましては、行政としての支援方法を今後検討するとともに、「ブランド」に関する理解の促進と意識を高めることに十分意を用いながら、地域全体としてブランド戦略の構築に取り組んでまいりたいと、このように考えてございます。

次に、協働についてでございます。本市の自立を確かにしていく上で、また成熟した市民社会を目指す上でも「協働型社会」の構築というのは、これは欠いてはならないことであると考えております。福祉のまちづくり条例の制定から現在に至るまで、美唄市におきましては、市民と市の協働、これが取り組まれたということで、この先例とすべき事例として考えてございます。

今後市の職員や市民の方と美唄市の現状とか、時代認識などを確認し合いながら全庁的

に協働による動きを広げまして実践を重ねることについて、今後市民の意識を明確にしながら市民の皆さんの積極的な参加を促してまいりたいと、このように考えているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 荘司議員のご質問にお答えします。

スポーツ振興の進め方についてでありますけれども、スポーツは健康で豊かな生活を営む上で欠かせないものであります。少子高齢化、過疎化が進行する中において、子どもの健全育成や高齢者の健康維持増進など、地域の教育力の向上や地域社会の活性化などに、生涯スポーツ社会の構築はまことに重要なものと考えております。

いまご質問にございました子どもについてでございますけれども、子どもたちの体力、これは長期的な低下傾向にありまして、極めて憂慮すべき状況にあると、これはひいては将来この地域にとっても我が国にとっても、社会の活力が損なわれてしまうのではないかと、そういったことが危惧されるような状況にいま現在あるわけでございます。こういったことから、私ども市内もとよりでございますけれども、地域の指導的な団体等がありますので、こういったところと連携して子どもたちが積極的にスポーツに親しむ習慣というものを身につけさせる、このことを重視してまいりたいと、子どもについてはこのように考えております。

また、一方で、本市におきましても高齢化率28%ということで、高齢化ということで先進的なまちになっているわけでございますけ

れども、その中でも高齢者の方は健康志向というのは大変強いものがございます。私どものプールだとか総合体育館、いろんな体育施設を見ましても、この利用状況の中でもそういった高齢者の方の強い健康志向というものがうかがい知れるところでございます。

こういった方々が安心して、かつ楽しくスポーツにいそしむことができるように、私どもこれまでもいま委託業者、プールなんかありますけれども、その中でも指導員がある程度の知識でもってやっている部分はありますけれども、これは市内でもいろいろ高齢者の方の体力づくり、健康づくりということではいろいろ実施されてる部分でございますので、そういったものと体育館なりプールなりが連動してやれるように、これは以前からの課題の1つでございましたけれども、このことについてはさらに綿密に連携をとるように連携を図ってまいりたいと、そしてより効果的で効率的な健康づくり、体力づくりが、これが市内全体の1つの共通の目標として出されるように努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

そういったことから、健康づくり、体力づくりがスポーツ振興に結びついていかなければならないのかなと、そんなふうに考えているところでございます。そのことが、地域の活性化につながり、まちづくりにもつながっていく、そんなふうに考えているところでございます。いずれにいたしましても、進んでいきます、この高齢化、少子化社会に対しまして市内横断的により一層連携を図りながら、健康づくり、体力づくり、スポーツ振興に努めてまいりたいと考えてございます。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

9 番長谷川吉春議員。

●9 番長谷川吉春議員（登壇） 平成17年第3 回定例会に当たり、大綱3 点について市長並びに選挙管理委員長にお尋ねいたします。

大綱質問の1 点目は、アスベスト対策についてであります。この問題につきましては、同僚議員の質問がありましたが、できるだけ重複をさけながら、視点が違う部分もありますので、質問をさせていただきます。

最近アスベストの粉じんの吸引が主な原因とされるがんの一種、悪性中皮腫やじん肺による死亡者、健康被害者の増大が大きな社会問題になっています。被害者は、すでにアスベストが主因とされる悪性中皮腫による死亡者が政府が統計をとり始めた1995年以降だけでも6,000人を超え、今後40年間で10万人に上ると言われており、その事態は極めて深刻であります。しかも、その被害は、アスベスト関連企業の労働者だけでなく、その家族、周辺住民にも及び、さらに一層の健康被害の拡大が必至とされています。財務省や経済産業省などの資料によりますと、1930年から2003年までに輸入されたアスベストは987万トン、国内の鉱山からの生産は約37万トンで、合計1,024万トンのアスベストが使われたと考えられています。その約9割は、天井、壁材、スレートかわら、鉄骨の断熱材などに使われていますが、そのほか工業用から電気製品、日用品まで約3,000種の製品に使われています。

アスベスト使用の有害性がすでに1970年代に医学的に指摘され、国際的にも明らかになっていたにもかかわらず、長年にわたってアスベストを輸入、製造、使用し続けてきた企

業と、それを容認してきた政府の責任は重大であります。

また、1986年のILO総会で採択されたアスベスト使用安全条約の批准をさきの162通常国会まで放置し、犠牲を広げた政府の責任は極めて重大であります。

そこで、具体的にお尋ねいたします。

1 点目は、実態調査についてであります。

市長は、市政報告の中で庁内に美唄市公共施設等アスベスト調査対策委員会を設置し、実態調査を実施しているということですが、1 つには、市の公共施設の建造物での使用状況について、またそうした施設内での器具、用具の使用状況についてお聞きいたします。

2 つ目は、市内にある国や道の施設での使用状況がどのようになっているのか。

3 つ目は、民間の施設での使用状況についてであります。アスベストを使用する製品を製造していた企業の状況、つまりどのような製品をどれだけ生産していたのか、その期間も含めてお聞きいたします。

4 つ目は、市内には、かつてはかなり広範囲に水道の配水管に石綿セメント管が使用されていました。その後の切りかえ工事によって、撤収されていると思いますが、現在どれだけ残っているのか、そしてまた健康への影響があるのかどうかお尋ねいたします。

2 点目は、今後の対策についてですが、市内の公共施設での安全対策については、市政報告や同僚議員への答弁によってわかりましたので、民間の個人住宅も含む建造物に対しての安全対策についてお聞きいたします。

民間の個人住宅や建造物には、外装材も含

め、アスベストを使用している多くの建材が使用されていますが、解体工事や改修工事などで施工業者などが安全対策を義務づけられているということですが、どのような内容なのかお聞きいたします。

また、どのようなものにアスベストが含まれているのか、調査をするにはどのようにしたらよいのか、安全対策はどうすればよいのかお聞きいたします。

3点目は、民間施設の従業員や家族に対する健康調査は、どのようなになっているのか。

4点目は、工場周辺の住民の健康調査について、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

大綱質問の2点目は、介護保険制度についてであります。介護保険制度が実施されて5年がたちました。この間老介護に疲れた夫が妻を道連れに心中を図った痛ましい事件や介護を受ける高齢者への虐待の実態が公表されるなど、介護に潜む深刻な問題が社会問題になっています。同時に介護問題がさまざまなメディアにも取り上げられるようになり、人間の尊厳にふさわしい介護とは何か、老いとは何かと、社会に積極的に問題を投げかけ発言する人たちもふえています。

この制度の導入のときのキャッチフレーズは、介護保険制度はいままで本人や家族が抱えてきた介護の不安や負担を社会全体で支え合うためにつくられた制度で、介護する人、される人の双方が安心して暮らせる21世紀を迎えるためにというものでした。しかし、この5年間の経過を見れば、介護する人、される人が本当に安心できる制度だったのかどうか、その点で見れば高齢者からも介護に携わ

る人たちからもさまざまな不十分な点が指摘されてきました。社会的な介護保障の体制を安心できるものに整えることはますます重要な課題になっています。

本市においては、高齢化率が28%を超えており、市がこれまで取り組んできた高齢者に対する福祉施策の充実が一層重要になっています。私は、これまで議会の中で介護保険についてかなり多くの発言をし、要望もし、提起もしてきました。6月の第2回定例会においても質問をしましたが、私の発言は6月21日であり、5年ごとの見直しの法案が成立したのが6月22日であることや、その時点でも政令や介護報酬などの部分が未確定であったこともあり、今回改めてお尋ねするものであります。

そこで、具体的にお尋ねいたしますが、その1点目は、本市の介護保険関係の各施設の設置状況と定員数、利用条件がどのようなになっているのかお聞きいたします。

2点目は、施設入所者の負担についてであります。特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設などの入所者の負担がどのようなになるのかお尋ねいたします。

3点目は、デイサービスの食費についてであります。10月からの法改定によって、これまで介護保険が適用されてきた食費が保険の対象外となります。そこで、お聞きいたしますが、デイサービスの1日の平均利用者数がどれだけになるのか、また現在利用者の食費の負担増がどのようなになるのか、そしてまた事業者はこれまでどおり食事を提供するのか、あるいはやめるのか、もし提供するとすればどれだけの金額が予想されるのかお聞き

いたします。

大綱質問の3点目は、選挙管理業務について、選挙管理委員長にお尋ねいたします。

9月11日投票の衆議院議員選挙が行われました。選挙の結果をこの場でどうこう言うつもりは全くありません。公設ポスター掲示場の設置状況についてお尋ねいたします。

今回の選挙は、8月30日の公示でしたが、公示後選挙運動員は直ちにそれぞれの候補者のポスターの張り出し作業を行うわけですが、いつも苦労するのが設置場所がよくわからないということでもあります。選挙管理委員会から張り出し場所を記入した地図をいただくのですが、地図に記入されている場所と実際に設置されている場所が違っていたり、設置場所の名称が空き家のために箇所がわからなくて、住宅地図を見てもわからなかったりということもあります。また、付近に全く住宅がなく、通行人もほとんどいないところに設置されたりしています。

地域の人にお聞きしますと、その場所はこのポスターを見る人はほとんどいない、そのポスターを見るのはキツネかクマだけだと、こんな立て方はむだ遣いだ、そうした声も聞かれます。

そこで、お尋ねいたしますが、国政選挙、知事、道議選挙、市長、市議選挙におけるそれぞれのポスター掲示場の設置箇所数と設置基準をお聞きいたします。また、国政選挙、知事、道議選挙、市長、市議選挙のそれぞれの掲示場設置費用負担がどのようになっているのかお聞きいたします。

さらにまた、設置場所についても見直しした方がよいと思われる場所もありますが、設

置場所を再検討するお考えがおりかどうかお尋ねいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 長谷川議員の質問にお答えします。

初めに、アスベスト対策について、実態調査についてであります。市の公共施設につきましては、アスベスト吹きつけ剤の使用では、中央小学校の西側階段棟、天井裏30平米と体育センターの外壁内部面580平米、ロックウール吹きつけ剤の使用では、ごみ処理センターの誘引送風機室天井と壁168.9平米、し尿処理場の処理棟天井と壁1,497.7平米であり、中央小学校は冬休み中に撤去予定、体育センターについては、休館し、処理方法を検討中であります。

また、ごみ処理センターについては、アスベストの含有量を調査後、解体時に処理することとし、し尿処理場については、アスベストの含有量など調査中であります。

次に、市の公共施設におけるアスベストを使用した器具や用具の状況についてありますが、全体の調査は行っておりませんが、これまで調査した教育施設関係では、学校給食センターの「揚げ物機」と「焼き物機」に断熱材として使われていること、また小中学校の教材教具などとしては、アスベストを使用した理科実験用金網が小学校で19枚、中学校で71枚、電気定温器が小学校で2台、電気ふ卵器が小学校で1台、七宝焼き窯が中学校で1台、耐火金庫が小学校で2台、中学校で1台、線膨張試験器が小学校で6台、アスベスト標本が小学校で1つ、電気定温乾燥機が中

学校で2台、自動かき混ぜ器が中学校で1台となっております。

なお、給食センターの機械については、アスベストが飛散するおそれはないことから、保守点検を徹底し、継続使用することとしております。

また、製造年が不明な理科実験用金網については、廃棄し、安全なものに更新しますが、そのほかの機器類はメーカーなどに問い合わせをし、安全を確認しております。

次に、市内にある国及び道の施設の状況につきましては、全体の把握はしておりませんが、高校においては吹きつけアスベスト等の使用はないと聞いております。

また、民間の施設につきましては、現在調査中であります。

次に、市内製造工場における製品についてであります。三菱マテリアル建材美唄工場ではアスベストを含んだ押し出し成形セメント板を平成3年から平成16年まで製造していたこと、アキレス美唄工場では、アスベストを含む断熱ボードを昭和56年から平成15年まで製造し、昭和56年から平成3年まで一部裁断し、加工していたという報告を受けております。

なお、これら製品の製造出荷量については、把握しておりません。

次に、水道施設の石綿セメント管の状況と健康への影響などについてであります。石綿セメント管は順次改良を進め、現在市内には国道12号線の西3線から西9線まで、2,699メートル残っております。なお、アスベストは、経口接種による毒性が極めて低く、水道水中の存在量も問題なるレベルにないことか

ら、厚生労働省の水道水質基準の設定も行われておらず、世界保健機構においても健康影響の観点からガイドラインの数値を設定する必要はないとしております。

次に、今後の対応についてであります。民間住宅などに使用されているアスベスト成形板などの建材は、セメントなどにより固められているため、健康への心配はないと言われておりますが、改修や解体工事などで破損したアスベストの粉じんは直接工事を行う労働者に対し、健康障害が発生するおそれがあります。

このことから、国では「石綿障害予防規則」を本年7月1日から施行し、この中で発注者は「工事の請負人に対して設計図書などにより、石綿等の使用状況を通知すること」などが義務づけられており、事業者は「設計図書などに基づく事前調査、作業方法や発散及びばく露防止の方法などを示す作業計画の策定、建築物解体等作業届の労働基準監督署長への提出」などが義務づけられております。

また、個人住宅などでのアスベストを含む建築資材等の調査については、設計図面によるほか、施工業者や建材メーカーを通じ確認することが必要と考えております。

いずれにいたしましても、今後アスベストに関する情報などについては、市のホームページやメロディーを通じ、周知してまいりたいと考えております。

次に、民間施設の従業員や家族に対する健康調査についてであります。民間施設については、それぞれ事業者がアスベストの使用状況を調査確認し、その実態と不安解消に向けた説明を行うとともに、必要に応じて健康

診断などの対策をとるべきものと考えております。

なお、健康被害に不安のある方は、保健センターや岩見沢保健所、岩見沢労災病院などの健康相談窓口を利用いただきたいと考えております。

次に、工場周辺の住民の健康調査についてであります。三菱マテリアル建材美唄工場においては、工場の操業時から継続して工場敷地境界のアスベスト濃度を測定しており、これまでの最大値でも2.26ファイバーと大気汚染防止法に定める基準値1リットル当たり10ファイバーを大きく下回っており、周辺の大気環境については、心配ないものと考えております。

このことから、健康調査は予定しておりますが、健康被害に不安のある方は、健康相談窓口などでご相談いただきたいと考えております。

次に、介護保険制度につきまして、各施設の入所者の負担増についてであります。本年10月以降在宅と施設の利用者負担の公平性や介護保険と年金給付の調整の観点から、介護保険施設の居住費及び食費については、保険給付の対象外とし、利用者負担となりました。

また、低所得者の負担が過重とならないよう、所得に応じた負担限度額が設けられ、国が示している3から4人部屋で収入が年金のみの要介護5の方の例で申し上げますと、改正後の利用者負担段階で、生活保護受給者等の第1段階の方は、現行2万5,000円が2万5,000円と同額、80万円以下の第2段階の方は、現行4万円が3万7,000円に負担が軽減され、

80万円を超え266万円以下の第3段階の方は、現行4万円が5万5,000円に、266万円を超える第4段階以上の方は、特別養護老人ホームでは現行5万6,000円が8万1,000円に、介護老人保健施設では現行5万9,000円が8万3,000円に、介護療養型医療施設では現行6万3,000円が8万9,000円になると試算しております。

なお、介護保険関連施設の設置状況等につきましては、保健福祉部長から答弁をいたします。

●議長長岡正勝君 保健福祉部長。

●保健福祉部長安田昌彰君 本市の各施設の設置状況及び定員数と利用状況について、デイサービスの食費につきましては、私からご答弁申し上げます。

初めに、介護保険関連施設の設置状況についてであります。介護老人福祉施設は1カ所、定員は59名、介護老人保健施設は1カ所、定員80名、介護療養型医療施設は2カ所で、定員は合計で103名で、利用状況としましてはそれぞれ100%となっております。

また、介護保険適用の入居施設として、ケアハウスは1カ所、定員50名、認知症高齢者グループホームが3カ所で、合計定員が42名で、全体で利用状況がほぼ100%となっております。

次に、デイサービスについてであります。デイサービスの利用者数は平成17年7月分で市内3施設、1日平均51人となっております。利用者の食費については、これまで食材が自己負担となっており、施設によって1食250円または300円を徴収しております。

各デイサービスセンターでは、10月以降も食事の提供を行いますが、このたびの改正で

調理費用についても利用者の負担となり、1食560円または640円に変更される予定と伺っております。

●議長長岡正勝君 選挙管理委員会委員長。

●選挙管理委員会委員長熊野宗男君（登壇） 長谷川議員の質問にお答えいたします。

公設ポスター掲示場の設置状況についてですが、ポスター掲示場の設置箇所数につきましては、衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員または知事、道議の選挙は市内191カ所、市議会議員及び市長選挙は78カ所であります。

設置基準等につきましては、衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員または知事、道議の選挙は公職選挙法施行令及び北海道議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の規定により基準掲示場総数は204カ所となっておりますが、人口密度、地勢、交通等の事情により道選管と協議の上13カ所を減少し、191カ所となっております。市議会議員及び市長選挙につきましては、美唄市選挙ポスター掲示場設置条例の規定により78カ所としております。

次に、設置費用の負担につきましては、衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙に係る設置費用は国、知事、道議選挙に係る設置費用は道、市議会議員及び市長選挙に係る設置費用は市の負担となっております。

最後に、設置場所につきましては、今後それぞれの投票区ごとに選挙人名簿の登録者数などの実態に合わせた見直しの検討を行ってまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 9番長谷川吉春議員。

●9番長谷川吉春議員 自席から何点か再質

問をさせていただきたいと思います。

最初に、アスベスト対策についてでありますけれども、この実態調査について、ただいま市長の方からご答弁があったわけですが、この中で市内における国や道の施設の状況の把握ができてないというご答弁だったわけです。国や道の施設ということになると、美唄の中では防衛庁、あるいは道立林業試験場や泥炭試験場、そうした建物のほかにまだあるのかもしれませんが、そうした国や道の施設があるわけですが、それぞれの施設に対する調査は、それぞれの国の施設については国によって、あるいは道の施設は道によってそれぞれ調査されると思うわけですが、市内にある施設については、そうした国や道の調査の結果について美唄市に対して報告するということを国や道に対して求める必要があるんでないかと、そのように思うわけですが、市長のお考えをお聞きいたします。

次に、工場周辺の住民の健康調査ということで、ただいま答弁していただいたわけですが、アスベストの被爆状況といいますか、そういう点で見ますと工場周辺の住民ばかりでなくて、現在使用を中止している体育センター、ここではかなり長期間にわたってスポーツ愛好者が使用していたわけです。それからまた、アスベストを含む建材、アスベストの約9割がそうした建材に使われているということなんで、当然そうした建材を扱う人たちもそうした被爆を受けていることになるわけです。天井材、あるいは壁材などでも大量に使われているわけですが、長年そうした作業に携わっていた人たちも市内に

は随分たくさんいると思うわけです。

私もそうした仕事に携わっておりまして、かつては水道管に使った石綿を含んだ水道管を布設するとか、あるいは農業用水にそうした製品を使用するとか、そういう仕事にも携わってきたこともありますし、また住宅の建築などでもアスベストを含んだ建材の加工、そうしたことも携わってきたことがあるわけです。これは、この住民の健康調査という問題で言えば、これは全く人ごとでなくて、私自身のことでもあるわけですがけれども、同時に私のようなそうした体験をしてきている人たちが美唄市内に随分たくさんおられるわけです。最近になって新聞を読んでびっくりして役所の方に問い合わせたんだと、問い合わせたセクションはここでは申し上げませんが、その担当の係員は、そういうこと聞かれても全然わからないと、聞いた方にすれば全く関係のないセクションに聞いたわけじゃないと思うわけです。たとえば経済部だとか、福祉部だとかってそういうところじゃないと思うんですけれども、役所の対応した職員はどうしたらいいか全然わかりませんと答えたというわけです。その人は、かつて私と同じ仕事をずっと長年やってきた人で、自分のうちにもそうした建材を使っているし、また自分のうちに使うときにもいろいろ加工したりなんかしてきたということもあって、非常に不安を感じているわけです。

その人はどうしたかという、役所に聞いてもわかんないんだから、しょうがないからということで、三菱マテリアルに直接電話したと、そうすると向こうの方から直接担当の人が来て、現物を見て、この製品はアスベ

ストが約15%含まれてる製品ですと、扱いについてはそれを砕いたりなんかしない限り、粉じんを飛散させない限り影響はありませんという返事だったということですけれども、さまざまな仕事に携わってきた人たち、随分この美唄市内にもたくさんおりますし、健康に対する不安を抱えている人がいるわけです。そういう人たちがどこに相談したらいいのかということで、役所に相談してもさっぱり要領得ないということになれば困るわけです。

そういう点で言えば、市の中に明確な相談窓口をきちっと設置すると、そしてまたいろんなセクションにいる職員の人たちもそういう問い合わせが来た場合に、ここに相談してくださいと明確に答えれる、そういう体制も必要でないかと思うわけです。

それと、あわせてそうした健康診断をするということでは、いま岩見沢の労災病院が健康診断の窓口になってると言われているわけですがけれども、そこまでの交通費、あるいは健康診断に係る費用についてどのようにお考えなのかお聞きしたいと思うわけです。

次に、国に対して要望ですがけれども、アスベストの対策については、非常に全国的にも深刻な問題でありますし、また取り組む期間もかなり長期にわたるといっていいと考えられるわけです。潜伏期間が20年とか30年とか、あるいは50年という長期にわたるわけですから、健康診断もそれなり系統的に、あるいは持続的に進めていかなければならないという問題もありますし、さまざまなそうしたアスベストを含んでいる製品を建造物の解体、修理そういうものに係る費用だとか、そういうものをどう対処していくのかということと言

えば、市町村の段階ではなかなか解決すると、住民の要望に十分こたえていけるというぐあいになりづらい部分もかなりあると思うわけです。その点で、国に対して明確な要望をしていく必要があるんでないかと思うわけです。

1つは、アスベストの製造、使用等の全面禁止は28年待ちでなく直ちに実施すること。また、在庫回収、安全除去などの被害防止対策、被災労働者等の被害救済徹底を図ること。

2、アスベストの輸入、製造、使用、在庫、除去後のアスベストの廃棄物等の全国実態調査を緊急厳密に実施し、その結果を公表すること。

3つ目、アスベストに関する製造、使用事業所等の関連企業、吹きつけ及び含有製品使用事業所、事務所周辺住民などの健康診断調査を原因企業と国の費用負担で緊急に実施すること。地方自治体と協力して相談窓口を各行政機関に設置すること。

4つ目、アスベストの労災認定を抜本的に見直すとともに、被害労働者に家族、周辺住民も含めたアスベストに関するすべての健康被害者を救済する新たな救済制度を早急に実現すること。

5つ目、アスベスト使用施設の解体、撤去作業による作業員、施設関係者、周辺住民の安全など、被害発生防止に万全の対策を実施すること。

いま、この5点について申し上げましたが、これらについて、国に対して積極的に早急に対策をとるよう、要望していく必要があるんでないかと、このように考えております。市長のお考えをお聞きいたします。

次に、介護保険について、再質問させてい

たきます。

1つは、施設利用者の負担増です。先ほどご答弁いただいたわけですがけれども、6月の定例会においても施設入居者の負担を軽減させる、そうした方策をとる必要があるということで要望してまいりました。現在社会福祉法人などでも軽減対策をとっているというところもあると聞いているわけですがけれども、市としても施設入居者の負担軽減施策をとる必要があると思うわけです。この点については、再度実現に向けて努力していただきたいと思うわけです。

2つ目に、デイサービスの食費ですがけれども、これが10月から保険から適用外にいうか、外されるわけです。これまで1日390円相当が介護保険の適用をされていたわけですし、本人負担分として美唄では食材費として250円から300円負担しているわけですがけれども、これが保険適用外ということになると、先ほどのご答弁ではそれが約2倍以上の金額になるわけです。美唄の場合で言えば、利用者が1日平均すると51人ということですがけれども、高齢者いわゆるこのデイサービスを利用している人たちにすれば、デイサービスに行くことが本当に楽しみにしてるという人たちが随分多いわけです。同じような人たちが集まって楽しく話し合ったり、また時にはゲームをしたりということで1日を過ごしているわけですがけれども、そしてまた同時にそこで食事をするということも大きな楽しみの1つになっているわけです。

これが、保険から適用外ということで食費が2倍以上になるということになれば、個人負担も大きくなりますし、人によっては食事

をとらないということも予想されるわけです。こうしたことをなくするためにも食費の負担を軽減するための方策が必要であると思うわけですが、市長のお考えをお尋ねいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の質問にお答えします。

市内にある国や道などの施設における状況についてであります。今後アスベストの使用状況、調査結果、対策につきまして、その把握に努めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、健康調査など、市民への対応についてであります。いろんな問い合わせがあったということでございますけれども、市におきまして市民の方からの問い合わせ窓口を設置するということで、この窓口におきまして適切な対応に努めてまいりたいと、このように考えております。

また、健康被害に不安のある方は、国が保健所や岩見沢労災病院を健康や医療に関する相談窓口として設けておりますので、ご相談していただきたいと考えております。

なお、健康診断費用につきましては、現在のところ、市は負担は考えていないところでございますが、今後の国などの施策の動向を踏まえながら適切に対応してまいりたいと、このように考えております。

いずれにいたしましても、アスベスト問題に関しましては、国が健康被害の実態把握を進め、新たな救済の仕組みなどを検討されていることから、これらの動向を踏まえ、適切に対応してまいりたいということと、国に対

しましても市町村として必要な要望を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、国に対する要請についてであります。市としても市長会を通して情報の積極的公表、専門的相談支援体制の確立、被害者等の十分な救済措置、解体等に伴うアスベストの飛散防止対策と廃棄物対策等の強化、さらには調査、改善措置に対する財政措置などを緊急要望しているところでございますが、今後の被害防止と救済措置など、新たな国の対応策を踏まえ、必要な要請を再度行ってまいりたいと考えております。

次に、利用者の負担軽減ということで、介護保険の問題でございますけれども、制度改正によりまして、低所得者には新たな所得に応じた負担限度額が設けられてるほか、国は社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度事業で預貯金や親族の扶養等条件はつきますが、対象者を年収42万円以下から150万円以下まで拡大するなどの運用改善を図り、全国の社会福祉法人等へこの制度に取り組むよう通知しているところでございます。

実施は、事業者の任意となっておりますが、市といたしましては、低所得者対策として、恵祥園においても本制度を活用し、一層の負担軽減を講じることとしております。

これによりまして、利用料については、先ほど申し上げました利用者負担の第1段階の方は、2分の1軽減で、およそ1万2,000円の減額、第2、第3段階の方は4分の1が軽減され、第2段階で5,000円、第3段階で1万3,000円程度減額されます。

本制度を行う事業者に対しては、市として費用の2分の1を助成することとなっております。

まして、この予算措置につきまして本定例会にご提案申し上げているところでございます。

最後に、デイサービスの食費についてありますが、社会福祉法人等が運営するデイサービスにつきましても、「社会福祉法人等の利用者負担軽減制度」の対象となっているところでございます。

本市におきましては、市内全デイサービス事業者が実施することとしておりまして、市といたしましても制度実施の事業者に対し、費用の2分の1を助成することとしております。

●議長長岡正勝君 午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

17番吉田 栄議員。

●17番吉田 栄議員（登壇） 第3回定例会に当たりまして、市長並びに教育長に大綱3点にわたって質問をしてみたいと思います。

第1番目に、質問いたしましょうと思った稲作作況については、同僚議員の質問、そしてその答弁にかかわっておりますので、割愛したいと思います。

2つ目の農家経済の今後の見通しについてお伺いをいたします。ことは、ご案内のように豊作、豊作、こう言われている現状であります。しかし、一面では米価の低迷が大きく取りざたされておる状況にあって、喜んで

ばかりはおられないと、そういう環境になっているんだろうと、こう思います。

先般2005年度の米の卸値の入札が第1回目としてありました。これは、北海道米は上場されておりませんが、府県米の入札でありました。報道によりますと、前年比3.7%の落ち込みということが報道されておりましたが、北海道米がその入札に上場し、そしてそれによって美唄の米もどうなっていくのかということについて考えますと、大変危惧される状況ではないかと、このように思うわけですが、市長の見通しといいますか、作況に伴うところの農家経済の見通しについて見解を伺いたいと思います。

そういう中で、いま報道されている状況からしますと、集荷円滑対策法というのが発動されるのではないかと、こういうことも新聞紙上で取りざたされております。これは、10月15日現在の作況指数によって、これが発動されるかどうかということが決まるというもののだそうですけれども、これは都道府県、そして地域、北海道でいいますと支庁ごとということになります。それらの単位地域すべてが作況指数が100以上という状況が前提だろうと思います。

そうなったときにどうなるかということは、言われているように作付面積、そして生産量と、その上で作況指数が幾らになるかということによって、食糧米とは別扱いの保管体制に取り入れられる。いわゆる食糧としての役割は担わない米ということになるんだろうと思います。その場合の米価は、60キロ当たり6,000円というふうに言われておりますが、考えてみるとその6,000円は国と農業者との拠出に

よって構成されている基金でありますから、いわば6,000円のところ半分は自分が出していると、そういう基金から繰り出される6,000円であります。そんなことを考えますと、作況指数が100を上回り豊作だという喜びを味わえる状況にならない、こんなふうに思えてならないわけですが、そういう状況だとすれば言わずもがな、美唄は基幹産業と位置づけられている農業、とりわけ稲作農業がそういう形になっていく中で、美唄の農業は、美唄の経済がどうなっていくのかということも当然のごとく考えていかなければならないんだろーと思ひますが、そういう中で市長の見解といひますか、いかようにお考えなのかお伺ひをしたいと思ひます。

さて、次は来年の話になり、2006年度の生産目標についてであります。これは、2005年の本道における目標生産量、これはご案内のように61万2000トンということでありました。ところが、つい先般農水省の食料・農業・農村審議会の中で出された方向というのは、2006年の米の生産目標数量の算定方式が変わったと、こういうことが報道されておりました。新しい算定方式で言へば、過去5年間の事業実績から推計した事業実績、これをこの数字に限りなく近い数字を生産目標数量として掲げるといふことが言われているわけでありまふ。ちなみに過去5年間の事業実績から推計したところの事業実績といふのは、北海道の場合、58万2,000トンであったといふことあります。

そうしますと、新聞報道にいいふすところの60万トンを確認するといふことが極めて困難だと、こういう見方がされているようであ

ります。ことし（2005年）に、61万2,000トンの生産目標を基礎としてそれぞれ地域の減反政策が取り入れられているわけでありまふ。ところが、61万2,000トンから1万トン以上の生産目標が落ち込むといふことになりまふと、勢い減反数量も大きくふくれ上がってくるだろーと、こう見るのが当然だと思ひます。

そういう中での美唄としての状況、いかようないわゆる基幹産業としての位置づけがどうなっていくんだろーかといふ首長としての思ひもあろーかと思ひます。その辺についてご見解がおありとすれば、お聞かせをいただきたいと思ひます。

次は、おぼろづきについて質問をいたしまふ。

ことしの3月、そして6月の定例会、さかのぼっては昨年（2004年）の第4回定例会に始まっの積み上げた議論でありました。いままでの議論を振り返ってみまふと、ことし何とかこの美唄で美唄のブランド米として構築するためにおぼろづきの作付反別を大きくすることでご尽力をいただけないかといふことを基本に据えた議論を展開してまいりました。

結果として、そういう形にならなかつた、その議論の中身を振り返るわけには、時間もありまふからできませんけれども、結論として2005年度の美唄での作付は53キロの種もみを植えることに限られたといふ状態でありました。そこで、ことし美唄市農協で4カ所、峰延農協で1カ所、実証展示ほとして53キロの種もみがまかれたわけですが、それらの5カ所における作況の状況はいかがだったか、知ってる限りの状況を伺ひたいと思ひます。

それとあわせて、この実証展示ほで収穫さ

れた米なのか、もみなのか分かりませんが、その扱いは全量農協を通してホクレンに集荷されるという話の中で作付されたと承知しております。本当にそういうことになるのかどうか、この辺について知り得る範疇で結構ですから、どういう扱いになるのか、その辺の見通しについて伺いたいと思います。

そして、来年、いまほど申し上げたように、5カ所で作付した種もみは全量なくなる、米にしてしまうのかもしれない、そうすると来年果たして道あるいはホクレンからこのおぼろぎの種もみがどういう形で来ることになるのか、この辺について知り得る範疇で状況を伺いたいと思います。

あわせて来年の作付の規模、その状況が農業団体のサイドで調査したものがおありだとすれば、来年の作付規模といたしますか、そういう状況についておわかりであれば、お知らせをいただければと、こう思います。

次は、大綱質問2点目の峰延墓地の整備についてであります。私の知ってる範疇からいえば、美唄市に光珠内をはじめ数カ所の市営墓地というのが存在しております。それぞれの墓地の環境は完璧だという状況でないことも知っております。

今回は、あえて峰延墓地に限ってご質問をさせていただきます。といいますことは、美唄市営峰延墓地という名前が正式の名称だと思います。あの墓地にも美唄市営峰延墓地という2尺か3尺ぐらいの看板が存在しております。あわせて同じ大きさの同じ字体の看板が2つあります。それは、三笠市営峰延墓地、岩見沢市営峰延墓地、そういう3枚の看板が墓地の中に存在してるわけであります。

あの墓地には、大変立派な由来を記した碑があります。それを見ますと、その由来を言えば、明治39年4月だそうですが、美唄、岩見沢、三笠、当時村だと思いますが、3村が寄り合って共同の墓地をつくろうという話になったやに記載されています。そして、市来知戸長が、あの土地2町歩を墓地として提供したと書かれております。あわせて1畝14歩の、ですから44坪でしょうか、の火葬場としての用地を提供されたと、そういうことであの墓地は岩見沢、三笠、美唄の3自治体による共同の墓地ということになっているということがわかりました。

さて、墓地というのは、これはそこにお墓を持っている人たちにしてみると、限りないよりどころだと、こう思います。そして、広く親戚の方々が、多い人は何回かあるんだろうけれども、少なくとも年に1度はそこに集まって先祖をしのんで、そういう状況が日本の国どこでも通用する一般的なことだろうと思います。あの峰延墓地には、岩見沢管内の人、三笠管内の人、そして美唄の人、そういう幅広い地域からの集まってくる墓地だとすると、いまの状態は余りにもわびしい限りと言わざるを得ないんです。しかも、3市の市営墓地だという認識がない子孫があそこの墓地にお参りに来たときに、あの道道から墓地に入る入り口もよくわからないと、入ってみたら砂利道はおろか、大変な田舎道にも珍しい状況だと。そして、墓の中に入っていく道路、参道というのでしょうか、そこは雨水で流されて乗用車が通るにも難儀をする状況にあります。あの状況を見て、岩見沢から来た人、三笠から来た人が、うちのまちでもう少

し手を入れてくれればという考え方になるんでしょうか、そうじゃなくて、私はやっぱり美唄に存在しているお墓なんだから、美唄の墓もっとよくしてくれればいいべやな、そうなるんじゃないでしょうか。

そう思いますと、美唄がかつて明治39年には三笠市が旗振ったようですけれども、この時点では美唄という自治体区域にある墓なんだから、美唄が旗を振って、そして三笠、岩見沢に働きかけてその費用を分担してもらう、負担してもらう、そして三笠の人も岩見沢の人も美唄の人も、まさしく3市の共同墓地なんだと、こういう実感が味わえるような環境にしてもらってはいかがなものかと、こう思えてならないわけであります。

そんなことで、あの入り口取りつけ道路の整備、これ整備といってもせいぜい80メートルもあるなしの距離なんです。しかも、地盤がいいわけですから、舗装するにしてもそう金のかかる話ではないと思うと同時に、あのお墓の中につくられている参道、これもせっかく自動車が通れるようになっていくわけですから、あの30センチも40センチも掘られていくような、あの荒れた道路をそれなりに整備することはいかがなものでしょうか。そして、3市の共同の峰延墓地だという標識をあの入り口に掲載することについては、いかがなものでしょうか、市長の見解を求めます。

最後になりますが、教育長にお尋ねいたします。

実情からお話をさせていただきます。峰延農協の傘下で峰延本町はじめ東山、岩峰、峰樺、そして光珠内の南側、北、そして豊葦と7地域の老人クラブが峰延農協の年金協会と

いうのがありまして、その年金協会が主催する年に1度のスポーツ大会というのが毎年開催されておりました。ことしも例年のように、地元の小学校に屋体運動場を貸してもらうことでお願いに行ったそうですが、あっさり断られたそうであります。そして、光珠内の中央小学校の屋体を借りて実施されました。

そのことは、それでいいと思うんですが、お聞きしたいことは、学校と地域という関係はどうあるべきなのかと、いま私が申し上げるまでもなく、学校内における生徒同士の暴力行為、あるいは間違ってるかどうかかわからないけれども、児童生徒が大人に対する暴力行為をはじめさまざまな不祥事件が相次いでいる状況だと思えます。やっぱり正常で安心して子供を学校に送り出せるような学校というのは、地域にいかに密着した学校でなければならないという事は、今さら言うまでもないことだと思います。そのためには、より多くの地域の人たちが年齢を問わず、青年もそしてお父さん、お母さんも、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんも学校に足を踏み入れることが何よりの1つの楽しみだと思われるような、そういう姿づくりが、結果として正常な小中学校の運営基盤を確立するということに欠くことのできないことではないのかと、こんなふうに思えてならないんです。

随分広範囲の地域の老人たちが、私を含めて楽しみにしているスポーツ大会、それをどういう事情でかわかんないけれども、あっさりと断った、そのことに対する不満も、これまた事実でありまして、私のところにやってきた人も複数おります。これは、基本的なことだから、学校と地域、地域の住民と学校、先

生と地域住民とのかかわり、さまざまな交錯するそういうセクションがあっているんじゃないでしょうか、そんなことを考えますとき、公式の場でお聞きすることが一番いいかなと、こんなふうに思えて、きょうの質問になった次第であります。

本件にかかわる教育長の思いをお聞かせ願えれば幸いです。

この場からの質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 吉田議員の質問にお答えします。

初めに、農業行政について、稲作農家の経済見通しについてであります。すべての作物の出荷等が終わっていないことから、把握することは難しい状況ですが、稲作収入の見通しにつきましては、収穫量は平年より多いと思われますものの価格はすでに行われた本州産米の入札平均価格が過去最低であったことから、大変厳しい状況になることが予想されます。

また、集荷円滑化対策につきましては、豊作時の米の値崩れを防止するために全国的な豊作基調のもと、初めて発動される公算が大きくなっておりますが、供給過剰による主食米の価格低下を避けるためには必要な対策であると考えております。

次に、平成18年産米の生産目標数量についてであります。農林水産省では平成18年産米の都道府県別生産目標数量の算定に当たっては、従来の方法からすべて需要見通しで算定する方法に変更することを検討しております。このとおり実施された場合には、北海道の生産目標数量は減少することが予想され

るものと考えております。各市町村にこの影響が及ぶこととなることから、大変厳しいものになると、このように考えているところでございます。

なお、市町村の生産目標数量につきましては、国が都道府県別の生産目標数量を決定した後、12月中旬ごろに道とJA北海道中央会が決定し、配分されることとなっております。

次に、おぼろづきについてであります。市内に設置された実証展示ほの生育状況は、どのほ場も順調で、比較品種であるほしのゆめとほぼ同じ日に成熟期を迎えたところでございます。

今後は、ほ場ごとのサンプルの品質調査や食味分析調査が行われることから、これらを取りまとめ、生産者などにお知らせしてまいりたいと考えております。

次に、実証展示ほで収穫された玄米の取り扱いについてであります。生産物は全量農協を経由し、ホクレンに出荷されることとなっております。

次に、来年度の作付見通しについてであります。美唄市農協では約130ヘクタール、峰延農協では約4ヘクタール作付する計画と伺っており、種子につきましてはことし2月に農協が道へ報告した作付計画面積の範囲内であることから、確保されるものと考えております。

次に、峰延墓地の整備についてであります。市営墓地の管理につきましては、毎年お盆時期に簡易トイレの設置や草刈りを行うほか、必要に応じて参道の補修、排水側溝の整備などを行っているところであります。峰延墓地につきましては、ことしも参道を整備し

ておりますが、本市のほか、岩見沢市、三笠市と共同墓地になっておりますので、今後看板の設置や参道の整備のあり方につきまして、3市で協議をしながら必要な整備を検討してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 吉田議員のご質問にお答えをいたします。

小中学校校舎の地域利用についてであります。小中学校は地域コミュニティの中でも大きな役割の1つを担っているものと考えているところでございます。学校といたしましても開かれた学校づくりということで、地域の皆さんとの交流を行い、ともに教育活動を実践することは大切なことであり、また意義あることだと考えております。

これまで実施してまいりました学校体育施設等の開放事業につきましては、地域の保護者の方々を中心としたミニバレーだとかバドミントンなどのスポーツ利用のほか、市内4校で地域の方々の協力で学校敷地内にパークゴルフの簡易コースをつくり、積極的に活用がなされているところでもありますし、また地域の方々が中心となった世代間交流の場としても活用されているところでございます。

学校施設の利用に当たりましては、各学校の教育活動に支障が生じない範囲で行われているところでありまして、具体的には学校施設の利用に関する規則により、一般的に軽易なものにつきましては、校長先生の判断により使用を許可しているものでございます。

利用を希望される方々と学校が事前に十分お話をしていただき、使用目的や施設管理上の課題など、相互に理解した上で効果的な活

用がなされることと、学校の日常的な教育活動に地域の皆様からのご理解とご支援がいただけるような関係づくりが図られるよう、日常の管理に努めてまいりたいと考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 17番吉田 栄議員。

●17番吉田 栄議員 来年度の作付にかかわる問題、あるいは農家経済の今後の行方などについては、いまからの話ですから、次の定例会でも十分議論のできることだと思いますし、見えない部分もありますので、これは先に送りたいと思います。

再質問としてお尋ねしたいことは、美唄のブランド米としておぼろづきをどう構築していくかと、環境づくりをしていくかということで、この定例会で4回目です。しかし、これといった実効は私は上がっていないと、こんなふうに思えてならないわけです。ただ、今回9月18日、19日と美唄市農協でおぼろづきのキャンペーンを張ったということは、複数の方から報告をいただいています。その評価についてもお聞きをしております。美唄市農協が広告を入れて、そして準組合員におぼろづきを味わってもらおうと、そして美唄のお米もコシヒカリを抜きん出るものがあるんだと、このことを少しでも広く知らせようとした、その行為、このことについては、私は高く評価をしたいと思うんです。

お話によれば、米の入った袋におぼろづきという表示はありません。しかし、キャンペーンの広告では明確におぼろづきの名が入っている、そういう中途半端なことだなど、こんなふうに思いますが、それは後でまたお話をさせてもらいたいと思います。

そんな状況なんです、改めて美唄市農協がおぼろづきに真剣に取り組む気になったんでないかなと、こんなふうに私は見るんですけども、市長はこの点についてどう見ていらっしゃるのか、どう評価しているのか、その辺について伺いをしたいと思います。

それから、2つ目に、先ほどの答弁からすると、ことし実証展示ほで収穫されたものはすべて農協を通してホクレンに出荷されるということのようですが、これ全量を玄米にしまったとしたら、来年の種もみどうなるんだろうという疑問が当然のごとく出てくるんです。いや、そうじゃないと、3割ぐらい残しておいて、来年の種のためにとっておいて、それがホクレンに集約されるんだと、こういうことならこれまた別なんです、先ほどの答弁からすると、来年は美唄市農協で130ヘクタール、峰延農協で4ヘクタール、作付する段取りだと、そしてホクレンもその種もみは十分充足してくれるんだと、こういうお話なんです、実証展示ほを立ち上げたところは美唄だけじゃないです。これは、空知はもちろん、上川も、あるいは後志もそういう実証展示ほをつくっているはずなんです。そこが、みんながみんな玄米にしまったらどうなんだろうと、こんなふうに思えてならないんですが、その辺についての市としての確認された状況が情報として入っているのかどうか、この辺ひとつ伺いたいと思います。

それともう1つ、それとは直接は関係ないんですけども、おぼろづきといえどもだれが、どういうところにどうつくってもおぼろづき本来の食味を出し切るかということになると、そうはならないと思うんです。それに

は、つくる技量も必要でしょう、土地の条件も必要でしょう、さまざまな環境が具備されてこそ初めて良食味のおぼろづきの本来の持ち味が出るのではないのかと、こんなふうに思いますとき、人がどうの、あるいは地域がどうのということよりも美唄というのは、先ほど申し上げたように、市の基幹産業だと、その中の基幹が稲作だとすれば、いかにきから397もほしのゆめもななつぼしもみんないい米だと、こう言われる環境をつくらなきゃならないんでしょう、そのためには市も農業経営の基本をなす方針の中にうたってるように土づくりから農業は始まるんだと、こういう見解であることもこれまた私も承知しております。

そこで、お尋ねは言うまでもなく良食味の米をつくると、そのためには土壌をしっかりと改良しなきゃならんと、土壌改良の手だて、言うまでもなく、堆肥をいかに多く入れるかと、そのことに始まるだろうと思うのです。そこで、堆肥場の普及についてお考えがあるんだろうか、そしてまたいま世間で言われているように、酵素による土壌の改良ということも言われております。そしてまた、FFC農法の採用によって、土壌の改良はもちろんのこと、作物の良食味がそこからつくられると、そういう話も美唄のそちこちに出ております。

市として、堆肥のことはもう言うまでもない、だけれども酵素にしても、あるいはFFCにしても、その製造メーカーにしてみると我が社のつくっているこの薬品は、この肥料は、この品物は絶対間違いはないというお墨付きだと思うんです、それぞれが。そのほかの

農法もあるかもしれません。だけれども、それが美唄の農業者の中で取り入れている人もいます、現実に。だとすると、酵素を使った場合にどういふ変化が生じるのかと、どういふいいところが出てくるんだ、F F C農法を取り入れたときにどういふメリットが出てくるんだと、この辺をしっかりと市が、行政がそのよし悪しをしっかりと評価をして、そしてまたその農法に手をつけてない人たちに押しつけるんじゃないくて、その実情をきちっと伝達をして採用する人がおれば、そのことに手をかけてやると、そして美唄の農業の振興を図る、特色を出す。それが行政のやれる1つの方法ではないのか、手段ではないのかと、そういう汗を流してこそ初めて農業は、そして稲作農業は美唄の基幹産業だと、だからしっかりとやれということが市長は言えるんじゃないですか。その土壌改良の手法についての取り組みについて、市長の見解をお聞きしたいものと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 吉田議員の質問にお答えします。

おぼろづきについてであります、美唄市農協では、9月18、19日の2日間、限定販売したというふうに伺っておりまして、予定した数量はほぼ完売したと、このように聞いてございます。

このおぼろづきの販売についてでございますけれども、美唄市農協から消費者のおぼろづきを食べてみたいといった要望などにこたえとともに、来年以降の生産計画性を見据え、今回おぼろづきの販売に踏み切ったと聞いておりまして、このことで今後作付の定

着などにつながっていくことを行政としても期待しているところでございます。

次に、ブランド米として確立していくための環境づくりについてであります、今後生産者への普及方法や立地条件など、さまざまな課題がありますので、市内に設置されました実証展示ほの調査結果などをもとに、農協や普及センターなどと検討してまいりたいと考えております。

なお、米づくりにおきまして、本当に大切であります土づくりなどについてでございますけれども、現在稲わら等の堆肥化など、良質米生産に向けた土壌環境の改善を図るため、現在農協側と簡易堆肥盤の研究などを進めておりますが、いまお話のように酵素とかF F Cについても、今後これについても研究を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、水田農業ビジョンをもとに各農協の水田農業推進協議会や各団体とともにこのビジョンを、実践の強化を図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 17番吉田 栄議員。

●17番吉田 栄議員 質問についていただいた答弁は、およそ意図する方向だと、このように思っています。

さて、もう1つお尋ねをしておきたいといっても、いま市長のもとで答弁し切れるかどうか、この辺は私も判断できません。といいますことは、先ほどもちょっと言ったんですけれども、農協で売り出した、5キロ詰めのだいふ袋を売った。あの袋には雪蔵米としての表示であった。準組合員かどうかしらんけど、買いに行った人、変な気持ちになったんじゃない

いでしょうか。あのチラシには、コシヒカリにまさる食味と、おぼろづきと、明確に書いてあるんです。そのおぼろづきという米だったはずの米袋が雪蔵米なんだから、これはやっぱり割り切れないと思うんです。こんなことをやっておったんじゃ、美唄のブランド米としての地位を構築することは大変困難だと思います。

それは、さまざまなそう書けなかった理由は、私知ってます。けども、東京の池袋で東武百貨店がおぼろづきを売ってるんです。いまでも売ってるんです、持続的に。しかも、それは北海道でとれたおぼろづきという名前がはっきり入っているんです。だれ、それ入れるようにしたと思いますか、東武百貨店がやったんです、それ。東武百貨店が農水省の関東の農政事務所にかけ合って、農水省本庁の意向を十分取り入れながら、北海道のおぼろづきを東京で名前を出して売ってもいいということになったんだから。だから、おぼろづきで売ってるんです。変でしょう、これ。

美唄で、美唄でつくった米をおぼろづきってチラシに書いておいて、米に書けないんです。これは、農協が市と力を合わせて、農水省になるのか、農政事務所でいいのかわかんないけども、この辺の話はしっかりやってもらわなきゃならないんじゃないですか、商社が、デパートが取りつけた話なんです。美唄の市長ができないって話にならないと思う。美唄市農協が、組合長が市長と一緒にって農水省にかけ合ったら、できるんじゃないですか。去年も言いました、私。ということは、米穀、雑穀の取り扱い業者に対して、日本穀物検定協会が出した指示というのは、おぼろ

づきという名前を書いちゃならないと、こう言ってきた、それを聞きつけておぼろづき全く100%消されちゃうから、これだと。

だから去年この美唄の生産者は農水省とかけ合ったんです。そして、生産者が記入する分については、いいですよという、これがそれなんだけれど、そういう文書による許可書をもらってるんだから。一農業者が筋道を立てて話をすれば、農水省は嫌と言えるはずがないんです。これを盾にして、東武百貨店は関東農政事務所とかけ合ったんじゃないですか、そしてそれを許可とったんです。美唄の農協も、農協の人がいないから言うんだけれども、農協も美唄市の行政も一農業者以下なのかい、私はそう思わない。少なくとも選挙という荒波を乗り越えて美唄の市長になった桜井さんなんだから、そして美唄の農協の組合員の全幅の信頼を得て組合長になっている人なんです。こういった名だたる人が筋道を立てて話をしたら、これはあれじゃないですか、東武百貨店の社長か担当部長なのか知らないけれども、こうやりましたっていう話も私聞いてますから、その文書も持ってます。でも、それ以上に迫力のある話ができるんじゃないですか。

農業者が許可を得たおぼろづきって書いてもいいと言われたんだ、これをてこにしたならそんなに難しい話じゃないんじゃないですか。その迫力がなくて、美唄のブランド米を構築するなんてことは夢物語と言わざるを得ないんです。この辺について、これは今後のおぼろづきを取り巻くさまざまな変化があるものと思います。そして、12月の定例会の段階にはいま言ったような事柄をどっかの隅っこに

記憶にとどめていただいて、アクションを起こしていただけるならば、明るいものが出てくるのではないかと、こんなふうに期待をして、きょうはあえて答弁を必要といたしません。

●議長長岡正勝君 以上で一般質問を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後1時55分 散会